

預金口座取引一般規定 新旧対照表

旧	新
<p>第4条 キャッシュカード、トークン</p> <p>2. キャッシュカードまたはトークン(またはIDカード)を紛失もしくは使用できなくなった場合、お客さまは当社所定の再発行手続きをとるものとし、再発行手続きをしない場合は、複数のトークンの一部のみが紛失もしくは使用できなくなった場合を除き、口座を解約していただくこととします。</p>	<p>第4条 キャッシュカード、トークン</p> <p>2. キャッシュカードまたはトークン(またはIDカード)を紛失もしくは使用できなくなった場合、お客さまは当社所定の再発行手続きをとるものとし、再発行手続きをしない場合は、複数のトークンの一部のみが紛失もしくは使用できなくなった場合を除き、口座を解約していただくこととします。</p>
<p>第5条 暗証番号、ログインID、ログインパスワード、ワンタイムパスワード(またはIDコード)</p> <p>1. 当社とインターネット、電話または当社と提携している金融機関の自動機を使用した取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたがい、キャッシュカード、暗証番号、ログインID(当社所定のインターネット取引用のIDをいいます。以下同じとします)およびログインパスワード(当社所定のインターネット取引用のパスワードをいいます。以下同じとします)、ならびにワンタイムパスワード(お客さまがIDカードを使用している場合は、IDカードに記載されたIDコード)(あわせて以下「暗証番号など」といいます)のいずれかまたは複数を使用することにより取引を行うこととします。</p>	<p>第5条 暗証番号、ログインID、ログインパスワード、ワンタイムパスワード(またはIDコード)</p> <p>1. 当社とインターネット、電話または当社と提携している金融機関の自動機を使用した取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたがい、キャッシュカード、暗証番号、ログインID(当社所定のインターネット取引用のIDをいいます。以下同じとします)およびログインパスワード(当社所定のインターネット取引用のパスワードをいいます。以下同じとします)、ならびにワンタイムパスワード(お客さまがIDカードを使用している場合は、IDカードに記載されたIDコード)(あわせて以下「暗証番号など」といいます)のいずれかまたは複数を使用することにより取引を行うこととします。</p>
<p>第11条 譲渡、質入れなどの禁止</p> <p>当社の承諾なしに預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利およびキャッシュカード、トークン(またはIDカード)は、譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p>	<p>第11条 譲渡、質入れなどの禁止</p> <p>当社の承諾なしに預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利およびキャッシュカード、トークン(またはIDカード)は、譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p>
<p>第17条 解約など</p> <p>1. お客さまは預金口座取引をいつでも解約することができます。解約する場合には、当社所定の手続きにもとづいて届け出てください。その場合、キャッシュカードおよびすべてのトークン(またはIDカード)は当社に返却するか、お客さまの責任において破棄してください。</p>	<p>第17条 解約など</p> <p>1. お客さまは預金口座取引をいつでも解約することができます。解約する場合には、当社所定の手続きにもとづいて届け出てください。その場合、キャッシュカードおよびすべてのトークン(またはIDカード)は当社に返却するか、お客さまの責任において破棄してください。</p>
<p>第20条 届出印章の紛失</p> <p>3. お客さまがIDカードを使用している場合において、IDカードを紛失した場合も前二項と同様とします。</p>	<p>第20条 届出印章の紛失</p> <p>3. お客さまがIDカードを使用している場合において、IDカードを紛失した場合も前二項と同様とします。</p>